

（窓ふき器等）

- 第225条** 窓ふき器の視野の確保に係る性能等に関し、保安基準第45条第1項の告示で定める基準は、自動車の前面ガラスに備える窓ふき器にあっては、前面ガラスの直前の視野を確保できる自動式の窓ふき器（左右に窓ふき器を備える場合は、同時に作動するものであること。）であることとする。この場合において、窓ふき器のブレードであって、老化等により著しく機能が低下しているものは、この基準に適合しないものとする。
- 2 指定自動車等に備えられている窓ふき器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ふき器であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、前項の基準に適合するものとする。
- 3 洗浄液噴射装置及びデフロスタの視野の確保に係る性能等に関し、保安基準第45条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
- 一 洗浄液噴射装置にあっては、前面ガラスの外側が汚染された場合において、前面ガラスの直前の視界を確保するのに十分な洗浄液を噴射するものであること。この場合において、洗浄液を噴射させた場合に洗浄液が窓ふき器の払しょく範囲内にあたるものは、この基準に適合するものとする。
- 二 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であって乗車定員10人以下の自動車に備えるデフロスタにあっては、前面ガラスに水滴等により著しい曇りが生じた場合において、前面ガラスの直前の視野を速やかに確保する性能を有するものであること。
- 三 走行中の振動、衝撃等により損傷を生じ、又は作動するものでないこと。
- 4 指定自動車等に備えられているデフロスタと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたデフロスタであって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、前項第2号の基準に適合するものとする。